

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「豊かな心（優しさ、共生する力）、豊かな社会性（コミュニケーション力）」を教育目標の一貫としており、そのために仲間作り（班活動）に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、教務、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、
生徒会担当教諭代表、人権教育推進担当教諭代表

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、次頁別表のとおり実施する。

5 取組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会は、年に4回、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校いじめ基本方針や年間計画の見直しなどを行う。

堅下北中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 小学校との引き継ぎ調査 により把握された生徒状 況の集約 班活動に関するHR（仲 間作り、一人ぼっちの生 徒を出さない） 合同班長会議（仲間作り） 家庭訪問（家庭での様子、 友人関係） クラブ参観・懇談 （保護者懇談） PTA学年総会 [学年教育目標、指導方 針、生徒指導（いじめ対 策含む）]	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 班活動に関するHR（仲 間作り、一人ぼっちの生 徒を出さない） 合同班長会議（仲間作り） 家庭訪問（家庭での様子、 友人関係） クラブ参観・懇談 （保護者懇談） PTA学年総会 [学年教育目標、指導方 針、生徒指導（いじめ対 策含む）]	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 班活動に関するHR（仲 間作り、一人ぼっちの生 徒を出さない） 合同班長会議（仲間作り） 家庭訪問（家庭での様子、 友人関係） クラブ参観・懇談 （保護者懇談） PTA学年総会 [学年教育目標、進路指 導、生徒指導（いじめ対 策含む）]	第1回いじめ対策委員会 （年間計画の確認、問題行 動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方 針」のHP更新 生徒指導部会（年間計画、 取組みの確認、 <u>毎週木曜4</u> <u>時限開催</u> ） 適応指導委員会（年間計 画、取組みの確認、 <u>SC 勤</u> <u>務日に合わせて月1回水</u> <u>曜4時限開催</u> ） 職員研修（支援を必要とす る生徒の理解とその対応） 家庭訪問
5月	宿泊学習（神鍋高原）		修学旅行（長崎方面） 平和学習	生徒指導部会（家庭訪問の まとめ）職員会議で共有 クラブ懇談のまとめ （職員会議）
6月	市生活アンケートの実施 「安全で安心な学校を過 ごすために」いじめアン ケートの実施 （人権教育担当）	市生活アンケートの実施 「安全で安心な学校を過 ごすために」いじめアン ケートの実施 （人権教育担当） 校外学習	市生活アンケートの実施 「安全で安心な学校を過 ごすために」いじめアン ケートの実施 （人権教育担当）	授業参観 いじめアンケートの集計 （聞き取り、指導） 担任、生徒指導部会 第2回委員会（いじめアン ケートから、実態把握・取 組み指導方針の確認） 校内授業研究
7月	情報モラル教育	情報モラル教育	情報モラル教育	
8月				人権研修

9月	班長選出（班員決定） 体育祭	班長選出（班員決定） 体育祭	班長選出（班員決定） 体育祭	合同班長会に向け、全職員 で確認
10月	文化祭	文化祭	文化祭	校内授業研究
11月	人権学習（インスタント シニア体験） 市生活アンケートの実施 第2回いじめアンケート 実施（生徒会） 友愛訪問（独居老人宅訪 問、花、手紙を届ける）	市生活アンケートの実施 第2回いじめアンケート 実施（生徒会） 人権教育（国際理解教育）	市生活アンケートの実施 第2回いじめアンケート 実施（生徒会）	各学年でアンケート結果 検証→指導 第3回委員会（いじめア ンケートから、実態把握・ 取組み指導方針の確認、状 況報告と取組みの検証）
12月	成績・保護者懇談 （家庭での様子の把握）	成績・保護者懇談 （家庭での様子の把握）	成績・保護者懇談 （家庭での様子の把握）	各学年生徒指導→生徒指 導主事まとめ
1月	人権講演会	人権講演会	人権講演会	第4回委員会（年間の取 組みの検証）
2月 3月	人権学習（車椅子、アイ マスク体験）		人権学習（同和問題）	

第2章 いじめ防止

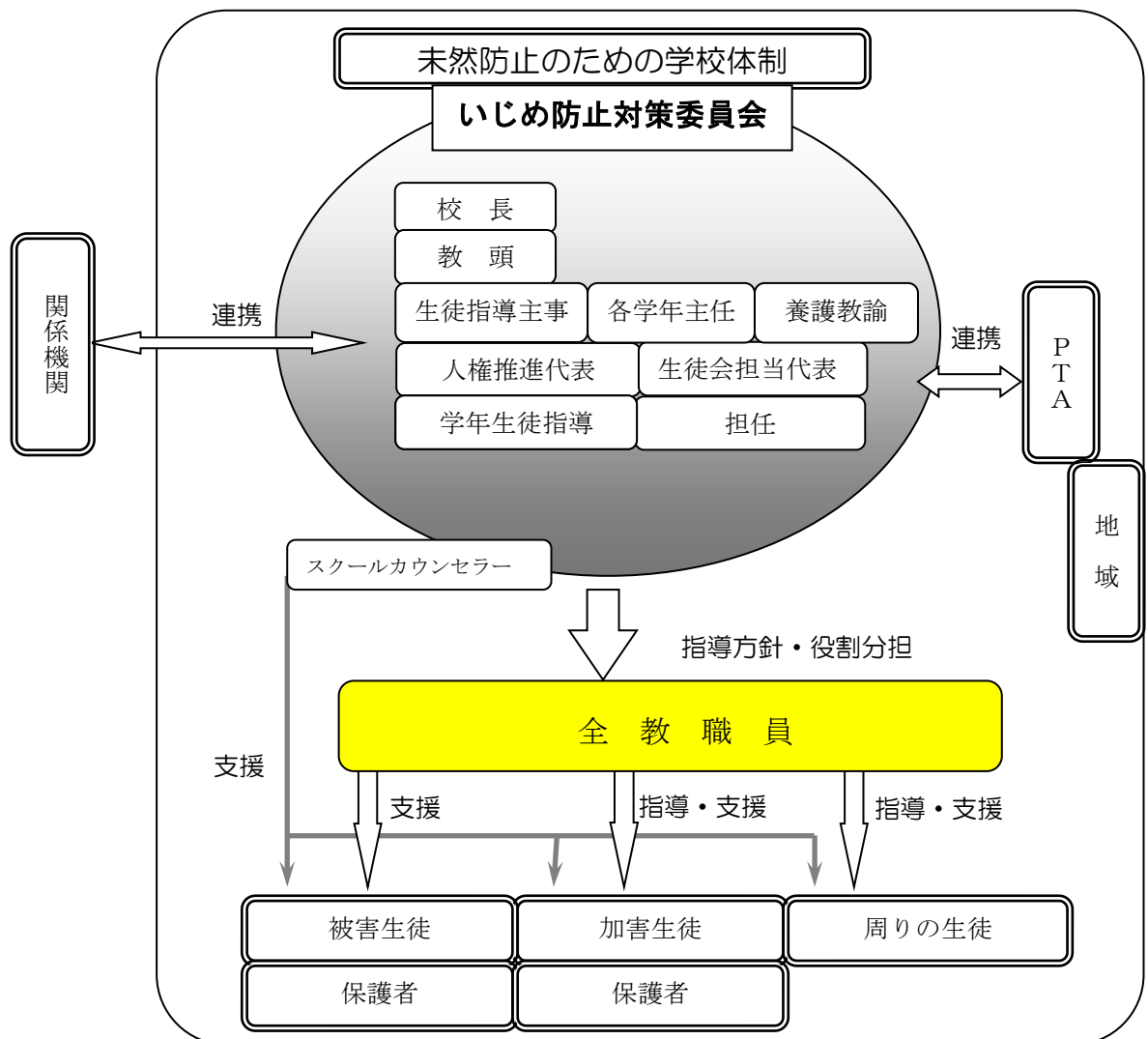
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

これらを踏まえ、本校ではいじめ未然防止に向け次の2項目において、全職員での指導体制を整える。

- (1) いじめ・嫌がらせの事象があると認められた場合、緊急の「いじめ防止対策委員会」を開き、下記に示す「未然防止のための学校体制」に基づき指導を行う。
- (2) 生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、本校が大切にしている『班活動』（何でも話せる仲間作り、一人ぼっちの仲間を出さない集団作り）を全教職員で再確認し、「いじめ」を出さない集団を育成する。

また、毎週実施している生徒指導委員会、定期的実施している適応指導委員会において、情報交換を密にし、早期対応を心がける。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対し定例職員会議において本校の取組みを再認識、周知する。生徒に対しては、月2回の学校集会において管理職または、生徒指導主事より折りに触れて話をする。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、いじめ加害の背景には、勉強や人間関係などのストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい分りやすい授業づくりを進める必要がある。そのために、年3回実施の校内授業研究及び、研究協議の更なる充実を図る。また、小中一貫教育で実施している小中交流授業研究への積極的参加を促す。

また、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、班の育成に重点を置く。

ストレスに適切に対処できる力を育むためには、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うためには、「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言がいじめている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものであり、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化するということを認識させる。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての生徒に提供し生徒の自己有用感が高められるよう努める。それには、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めることで幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することが有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設ける。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などを充実し、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

これらを踏まえ、本校ではいじめ早期発見に向け次の3項目において、全職員での指導体制を整える。

- (1) 休み時間、昼食時、放課後など、全教員輪番制の巡視体制を整え、いじめなど早期発見につなげる。
- (2) 各学年において教育相談を設け、早期発見に努める。
- (3) 班長を中心とした班活動、班長会議、学年班長会議において、いじめ・嫌がらせなどのテーマを設定し、教師の目が届かない所でのいじめに繋がる事象の情報収集に努める。そのためにも、更なる班活動の充実を図る。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、安心していじめを訴えられるよう無記名にするなど、学期ごとの節目で生徒の生活や人間関係の状況を把握できるよう、年度当初に適切に計画を立て実施するとともに、生徒との面談などに役立てる。
定期的な教育相談としては、個人ノートや生活ノートの活用、教育相談日を設け交友関係や悩みを把握などの工夫をする。また、日常の観察としていじめの早期発見の手立てとして、休み時間や放課後輪番制で校内巡視をするなど、計画的に行動する。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るためには、教職員が日々生徒の様子を観察しておく必要がある。学校生活の中で少しでも生徒の様子に変化が見られた場合、家庭での様子や交友関係など、家庭訪問を含め早期に把握することが求められる。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの相談日に教師が立ち会うことで、周りを気遣うことなく安心して相談することができる。
- (4) 学年総会、学年便り、ホームページ等を通じて、相談体制を広く周知するとともに、生徒指導部会、職員会議等で、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、教職員の守秘義務を徹底する。また、学年毎にファイルを作成し知り得た情報、指導経過を職員が共有するなど共通理解を図る。ファイルは鍵付きのロッカーに保管するなど万全を期する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応し、状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通じて、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、

外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、技術科をはじめとする全ての教科において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめの解消

いじめは単にいじめた側の生徒が謝罪したことで解消とはならない。むしろすぐ謝罪させるより、自身の行いを振り返り反省させ、自ら謝罪の意を持てるように導いていくことが大事である。その上で、少なくとも3ヶ月以上いじめに係る行為が止んでいることと、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないことをもって一定の解消と見なす。ただし、教職員はいじめが再発することは十分あるという危機感を持ち、いじめに関わった生徒たちについて引き続き注意深く観察する必要がある。